

公益財団法人かわさき市民活動センター災害ボランティア活動助成金交付要綱

平成23年5月13日

平成23年要綱第2号

(趣旨)

第1条 公益財団法人かわさき市民活動センターは、国内における地震・台風等の災害で被災した地域等に赴き救援活動を行う市民活動団体等（以下「団体等」という。）に対し、当該団体等の救援活動を支援するため、予算の範囲内で、救援活動に係る経費の一部を助成する。

2 前項の助成金の交付については、この要綱の定めるところによる。

(助成対象活動)

第2条 助成金の対象となる救援活動は、理事長が必要と認めた災害、被災地等における活動で、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 避難所等における炊出し、生活必需品等の給付・貸与活動
- (2) 被災地の片付け・清掃活動
- (3) 健康や生活相談等の活動
- (4) その他、理事長が必要と認める活動

(助成対象経費及び金額)

第3条 助成対象経費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 救援活動に要する消耗品（ガソリン等の燃料を含む。）の購入経費
- (2) ボランティア活動に要する機材等の借上げ経費
- (3) 被災地等での活動中に要する交通費
- (4) その他、理事長が必要と認める経費

2 助成金の額は、前項の助成対象経費の50%以内で、同一災害につき一団体10万円を上限とする。

(申請資格等)

第4条 助成金の交付申請ができる団体等は、市内在住者、在勤者又は在学者を主体と

して構成する団体等で、主たる活動拠点を川崎市内とするものでなければならない。
ただし、理事長が認めたときは、この限りでない。

(対象活動期間)

第5条 助成金の交付対象となる救援活動期間は、原則として同一災害につき災害発生から1年以内とする。ただし、理事長が認めたときは、期間を延長することができる。

2 前項ただし書の規定により、理事長が救援活動期間を延長した災害に関する第3条2項の規定の適用については、同項中「同一災害につき」とあるのは「理事長が救援活動期間を延長した期間につき」とする。

(助成金の交付申請及び交付予定額の決定)

第6条 助成金の交付申請をする団体等（以下「申請団体等」という。）は、災害ボランティア活動助成金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に必要な書類を添えて、理事長が止む得ない事情があると認める場合を除き、救援活動終了日から1月以内に、理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、申請書を受理したときは、速やかに審査を行い、交付予定額を決定し、災害ボランティア活動助成金交付予定額通知書（第2号様式。以下「交付予定額通知書」という。）により、申請団体等に通知するものとする。

(助成金の請求及び交付額の確定)

第7条 交付予定額通知書を受けた団体等（以下「交付決定団体等」という。）は、当該支援活動が終了したときは、災害ボランティア活動報告書・助成金交付請求書（第3号様式。以下「報告書等」という。）に、領収書その他理事長が必要とする書類を添えて、助成金の交付請求をするものとする。

2 理事長は、前項の交付請求を受けたときは、速やかに審査を行い、助成金額を確定し、災害ボランティア活動助成金交付額確定通知書（第4号様式）により、交付決定団体等に通知するものとする。

3 前項の審査に際し、交付決定団体等が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付予定額を減額することができる。

- (1) 申請内容等に虚偽があったとき。
- (2) 報告書等の記載内容の事実確認ができないとき。

- (3) 報告書等の記載内容が請求書の記載内容と相違するとき。
- (4) その他、理事長が助成金を交付することが適当でないとは判断したとき。

(助成金の返還)

第8条 理事長は、交付決定団体等が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付した助成金の一部又は全部の返還を求めることができる。

- (1) 申請内容等に虚偽があったことが判明したとき。
- (2) 助成金を申請目的以外のために使用したことが判明したとき。
- (3) 当財団が認定した経費について、他から重複して助成金を得ていたことが判明したとき。
- (4) その他、災害ボランティア活動中に、この要綱又は法令に違反した行為があったことが判明したとき。

(その他)

第9条 この要綱の運用について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 川崎災害時ボランティア活動緊急助成金交付要綱（要綱第26号）は、廃止する。
- 2 この要綱は、平成23年5月13日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年10月1日から施行し、平成23年4月1日から適用する。
- 2 従前の規定により調製した帳票で、現に残存するものについては、引き続きこれを使用することができる。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行し、平成24年3月11日から適用する。